

立入検査による違反行為の確認と改善指導の状況

令和 5 年 5 月 30 日

中小企業庁

令和 4 年度では、716 社の親事業者へ立入検査等を行い、うち 626 者（1,705 件）より違反行為を確認、改善指導を実施した。（【表 1】参照）

また、中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和 4 年度における下請法上の「買いたたき」の処理状況等を踏まえ、重点立入調査の対象とする業種として、情報サービス、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。

さらに、違反行為のあった親事業者のうち 243 者に対して、下請事業者へ下請代金の返還を指示、総額約 120 百万円が返還済み。（【表 2】参照）。

【表 1】違反行為の内訳

（単位：事業者）

内訳	年	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
規定違反合計		729	1,293	1,705
実体規定違反合計		270	467	647
受領拒否		0	3	1
支払遅延		84	166	222
下請代金の減額		130	189	310
返品		1	5	2
買いたたき		16	38	38
購入・利用強制		1	3	5
報復措置		0	0	0
有償材の早期決済		8	12	12
割引困難手形		14	15	23
利益提供要請		13	29	33
変更・やり直し		3	7	1
手続規定違反合計		459	826	1,058
書面不備・未交付		255	439	572
書類未保存		204	387	486

【表 2】下請代金の返還

年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
返還額、親事業者数			
返還額（百万円）	62	127	120
親事業者数（社）	111	166	243

以上